

藤原基俊における初期歌論の特質

―宰相中将源朝臣国信卿家歌合を視座として―

池 田 富 蔵

(一) 基俊の歌の評価とその人間像

定家は、「近代秀歌」の中に近代の歌人を評したことばとして、「末の世の歌は、田夫の花の陰を去り、商人の鮮衣を脱げるが如し。然れども、大納言経信卿・俊頼朝臣・左京大夫頭輔卿・清輔朝臣、近くは亡父卿、即ちこの道を習ひ侍りける基俊と申しける人、このともがら、末の世の賤しき姿を離れて、常に古き歌をこひねがへり」

というところがある。これで見るとまず列挙したのが四人。次に俊成の師の基俊をあげている。同じ時代の俊頼は二番目にあげているのに、基俊については亡父俊成の師である関係でつけ足しの形であげられているようにしか思われぬ。歌の例も他の歌人に比して少なく僅か二首にとどまる。

・あたら夜を伊勢の浜荻折りしきて妹恋ひしらにみつる月かな

(千載・巻八・四九九)

・契りおきしさせもが露を命にてあはれ今年の秋もいぬめり

(千載・巻十六・一〇二三)

俊頼の七首の秀歌例に比すとその差はかなり開いている。俊成撰の千載集入集歌を見ると俊頼の五十二首に対して基俊は二十六首。丁度半分ということになる。俊成は、基俊に入門はしているが、歌については俊頼の方をはるかに高く評価していることが知られる。歌論においても革新の俊頼と保守の基俊とは遂に対立的極地に互いの立場を固守した。

その最も早い対立の相を見せたのがこのたび対象に取りあげた「宰相中将朝臣国信卿家歌合」における判詞である。私の目下の課題は基俊の歌論形成とその展開にあるが、このたびは紙幅の関係で、この歌合にしぼって考えてみたい。基俊の歌論を考えるにあたっては俊頼との比較なしでは進まない。

和歌史上においていわゆる新しい金葉集時代と呼ばれる「エポックを樹立した俊頼にしても複雑な白河院政の治下にあつて政治権力を有しない宇多源氏の裔として経信を父としてそのあとをついだのであるが、もともと宮廷の管絃の内宴グループの奉仕者として出発した彼がやがて歌壇に頭角を顕わすまでにはかなりの時間を要した。基俊としてもその出自は道長の次男頼宗(従一位右大臣)の孫

で、父俊家も正二位右大臣という名門ではあったが、必ずしも政界においても脚光を浴びることなく、尊卑分脈にも「従五位上左衛門佐」とあり、これが彼の極位、極官であった。歌人、歌学者といわれながら金葉集以下に百七首の入集は得たが、同じく金葉集以下の俊頼入集の二百首には及ばなかった。

官途にその道を得なかつた彼は保延四年（一一三八）七十九才で出家、法名覺舜。康治二年（一一四二）正月十七日卒とあり、「歌仙一流元祖、和漢秀才、新和漢朗詠撰者」と記してある。彼はまた万葉集次点者の一人として由阿は「詞林采葉抄」にその名をあげている。なぜ基俊が左衛門佐以上の官途を得られなかつたかについては、彼が若くして父俊家と兄宗俊（従一位権大納）とを亡くしていることが一つ。父の薨じたのが永保二年（一〇八二）。基俊が二十三才頃、兄の薨じたのが永長二年（一〇九七）。三十八才頃であった。今一つは母の父高階順業が下總守という受領階級の出自で低かつたことによるだろう。父俊家が右大臣であつたことは道長の孫であり、母の出自も内大臣伊周公の女であり、長兄宗俊が権大納言になり、次兄師兼が参議正四位下に昇進したのもその母が大納言源隆国の女であつたことによる。また弟宗通が正二位権大納言が極位、極官であつたのもその母が醍醐源氏出自の備前守源兼長の女であつたと同時に「自幼少白河院御養育号阿古丸」という特別な關係を持つていたからである。基俊の姉が関白師通公の室で従一位になつてゐるのは摂政忠実の母でもあり、摂関家との關係によるものである。こうした基俊の周囲を見渡した場合、歌才、歌学を持ちながら基俊だけが官途において陽のあたらないままに終つてゐる。歌人と

しては堀河歌壇において俊頼と共にようやくその名が出始めるのであるが、俊頼の革新に対して基俊は学才はあつたが、保守派を固守し、ややおくれがちであつた。官途に道を得られなかつたので何とかして歌の才学により歌壇に自己の存在を誇示しようとした。これは後述するが、俊頼と基俊の歌合共判に於てはそれぞれの対立した判詞が表面に押し出され、堀河歌壇における専門歌人の一群は文芸主義的な新しい傾向の歌壇を形成しようとする動き出す。俊頼、基俊はこれらの中にあつて在野歌人の位置にたち双方ともその指導者としての面目を顕在化していった。

ところで、保安四年（一一二三）七五代崇徳天皇が即位。大治四年（一一二九）白河法皇の崩御。俊頼も同年に卒去。鳥羽院政が開始され、俊頼没後の歌壇の第一人者になつたのは基俊であつた。保延四年（一一三八）に俊成は二十五才で基俊に入門している。基俊七十九才の時であつた。（長秋記による）無名抄には、この入門の様子を「かやうに師弟の契をは申したりしかど、よみ口に至りては、俊頼には及ぶべくもあらず。俊頼いとやむごとなき人なりとぞ」。と俊成の言葉伝えてゐるのは興味深い。俊成はその師基俊よりも歌人としては俊頼の方を高く評価していたといふことである。この事は後に「兼載雑談にも「俊頼はにくけれど、歌はにくからず」とあり、俊成の言葉と軌を一にする。また「八雲御抄」に「然るを基俊といふもの、此道稽古ありて、俊頼に時々あらそふをりあり。然れば今の世までこの流たりといへども、そのこつ俊頼に及ぶべからず」とあるのも同じで、ここでは基俊の人物評にまで及んでゐる。人物評といへば、「無名抄」には多くの記事を載せてい

るのでそれを拾ってみよう。(静嘉堂藏本)

(1)、「俊頼基俊いどむ事」

・或人云、「基俊は俊頼をば、いもんま蚊虻の人とて、「さはいふ共、駒うまの道行にてこそあらめ」といはれければ、俊頼返り聞きて、「文時・朝綱よみたる秀歌なし。躬恒・貫之作りたる秀句なし」とぞいはれる。

(注) (イ) 蚊虻いもんま 漢字に暗いことをさす。(ウ) 出典「韓王子」。桓公が道に迷った時、老馬の智を用い、馬を放つてこれに従つて道を得た故事。ここでは、学識はないが経験で歌を作っていることをさしたものの。(イ) 菅原文時いもみぢう 道真の孫。

大学頭文章博士。(二) 大江朝綱あそ 参議文章博士

(2)、「腰句手文字事」

・雲居寺の「結縁経後宴歌合」(判者基俊)の隠名歌合において俊頼が秋の暮の心を、

○明けぬとも猶秋風の訪れて野辺の気色よ面変りすな

と詠んだ時「基俊挑む人にて、難じて云、「いかに歌は腰の句の末に、て文字据へたるに、はかばかしき事なし。支へていみじう聞きにくきものなり」と、口開かすべくも難ぜられたければ、俊頼はともかくもいはざりけり。」とあり、さらにつづいてその座にいた橘たちばな琳賢りんけんがこれを聞き、貫之の名歌「桜散る木の下風は寒からで」の末の「て」の文字をわざと長々と吟詠したところ、基俊は「色真青になりて、物もいはずうつぶきたりける時と、俊頼朝臣は忍びに笑ひける。」

と、その日の歌合の状況を結んでいる。この描写など俊頼と基俊

の人物像が全く対照的によくとらえられている。

(3)、「琳賢謀基俊事」

この条も日頃から仲の悪い琳賢との話である。或る時後撰集の聞き馴れない恋の歌を二十首ほど撰出して基俊の所に「ここに、人の異様な歌合をして、勝負を知らまほしうし侍るに、墨付けて給はらん」と持参したところ、基俊は後撰の歌ということを全く知らず、また例の通り、思うように論難した。そのあと琳賢はその墨付を諸所方々へ持ち歩き「左衛門にあひぬれば、裂霊の五人が計はかひものならず。哀、上古にも勝れ給へる歌仙かな。是見給へ」とて軽慢きやうまんしなければ、見る人いみじう笑ひけり。基俊返り聞きて安からず思はれけれども、甲斐なかりけり」と結んでいる。ここにも基俊の人間像がうきばりにされてくる。

(4)、「基俊僻難事」

元永元年十月二日に催された「内大臣忠通家歌合」において俊頼と基俊とが恋二番に結審された。判者も俊頼と基俊との両判で共に六十余才で新旧歌論を如実にかがわせる歌合として重要である。作者隠名で、恋二番の左が俊頼の

○口惜しや雲井隠れにすむ竜も思ふ人には見えけるものを

の歌であった。この歌について当日の様子をそのまま俊恵の言葉として引用している。それによると、この歌の「たつ」を基俊は「田鶴」と心得て「田鶴は沢にこそ棲め、雲井に住む事やはある」と難じて負にしている。その座では俊頼は何も言わなかったが、後で内大臣から判詞を書くようにと命ぜられた時俊頼は「是鶴にはあらず、竜なり。彼なにかしとかやが、竜を見むと思へる心ざし

深かりけるによりて、かれがために現はれて見えたりし事の待るをよめるなり」と書いた。これは莊子にみえる葉公が竜を好みこれを画くために見たいと念願したところその竜が姿を見せたという故事をふまえて、「私が思うあの人は少しも姿を見せてくれない」と恋の思いに転化させたのである。惠俊は、このことにつき「基俊弘才の人なれど、思ひわたりけるにや。すべて思ひ量りもなく人の事を難ずる癖の侍ければ、あとに失の多くぞありける」と評している。「内大臣忠通家歌会」の基俊の判詞はこれよりもっとくわしく書かれていた。俊頼は、「持」と判定しているが、基俊は俊頼の歌について「此歌は詞も心も不し及ぞ見給ふる。右歌、詞に誤つところもなく、歌がらもあしからねば、よろしとは僻事にや」と自歌を評し、しかも「勝」に判じた。こうしたところにも二人の人物が対照的に描かれており、俊恵もそうした基俊への批難をここに伝えたのである。

以上、「無名抄」における基俊評の条々は彼の人柄から来たもので、歌人俊頼と儒学者大江匡房の間にはさまれ、官途にも希望を失った基俊にとつては一層性格的にも神祕をかきたてられる一面があったように思われる。俊頼にも官途不満の歌は多いが、彼には父経信の後見あり、管絃の道にも秀れていたし、官廷生活とも交流を持つ場もあった。そこには救いがあったが、基俊の場合はそうした望みも断たれていた状況下に生活を送らざるを得なかつた。たとえ

ば、
○吹く風に和歌の浦こそ掻ぐなれ浪よいづくに我が身よせまし

(藤原基俊集上)

の歌は、寛治八年八月十九日(一〇九四)に催された「高陽院七番歌合」(藤原師実主権・源経信判)の撰にもれた時の歎きの一首である。三十五才の時であつた。

○年をへて若菜はつめど老いにけりかしらに春の雪つもりつつ
(同)

の歌にしても官途にいない彼の孤独のさびしさを詠じた一首で、四十才の時であつた。彼は血縁をたどり心の慰めを求めようとして父俊家の未亡人一條殿を訪うたり、(「中右記」承德二年八一〇九八〇八月六日)、或る時は姉全子の子右大臣忠実を尋ね、(「殿曆」康和三年八一〇二〇二月十六日)和歌のことなど語り合つてい

る。
また精神の空白を満たすため仏教に心をよせ当時の歌僧雲居寺開基せんき瞻西と親交を持ち二人の贈答歌はそのまま新古今集巻六・冬に入集。

「雪のあした基俊がもとへ申しつかはしける」の詞書を持つ次の

○常よりもしの屋の軒ぞうづもる今日は都に初雪やふる

(瞻西上人)

返し

○ふる雪にまことにしのやいかならん今日は都にあとだにもなし

(藤原基俊)

がある。また、永久四年(一一一六・五七才)八月には「雲居寺結縁経後宴歌合」には基俊が判者となつてゐる。官途を得ない散位基俊には寺院におけるこうした歌合は心のよりどころとなつていたにちがいない。「無名抄」における基俊人物評は悪い面のみを記し

ているが、贍西上人との交流には温い人間像の一面もある。このことはわが子のことになると更に深い愛情となつてあらわれる。それは俊成が「千載集」雑上(一〇二三)に採用した次の一首によくうかがえる。

「僧都光寛維摩会の講師の請を申しける時たびたびもれにければ、法性寺入道前太政大臣に恨み申しけるを、しめちが原のと侍りけれども、又その年ももれにければ、詠みて遣しける」という詞書のもとに、

○契り置きしさせもが露を命にてあはれ今年の秋もいぬめり

の歌がある。「基俊集・甲本」(桂宮本)によるとその詞書はもつとくわしく漢文で書かれている。この一首は詞書でわかる通り、わが子光寛(興福守の僧)を維摩経の講師になるべく忠通にかねてから依頼していたところ忠通からは清水観音の歌「猶頼めしめちが原のさしも草わが世の中にあらむ限りは」をふまえて頼みにせよと返事があつた。しかし、それも空しく今年の秋も過ぎ、推薦にもれた。その恨みごとの歌である。藤原氏の長者の主權する維摩経の法会は毎年十月十日から十六日まで興福守で行なわれる。この講師はやがて宮中の最勝会の講師にもなれる榮譽をもつ。基俊がわが子の出世を念じたのもその故であつたが、その実現が出来なかつた歎きの歌であり、この一首はいわば基俊の代表歌ともなり、定家も「二四代集」以下流布本近代秀歌・八代集秀逸など秀歌撰には多く取りあげ、百人一首にも採用した。清輔の私撰集「統詞花集雜下」にも入集している。秀れた歌も詠んではいるが、俊頼には遂に及ばなかつた。俊成にしても歌論の上では基俊の影響を受けているが、歌風

は俊頼を庶幾したことは周知の通りである。

(二) 宰相中将源朝臣国信卿家歌合における基俊の歌論

基俊には歌論書としてまとまつたものはない。これまで「悦目抄」が挙げられてきていたが、これは鎌倉中期における二条家末流の執筆にかかるもので後世の仮託偽書である。従つて彼の歌論研究資料としては歌合の判詞によるほかはない。彼が歌合判者となつた主なものを時代順にあげると次の通り。(○印は俊頼と共判、△印は衆議判ではあるが、基俊の歌論が含まれる)

- △(1) 源宰相中将家歌合・国信卿家歌合ともいう▽(康和二年八一〇〇▽四・二八)(但し衆議判的)(四一才)
- (2) 雲居寺結縁経後宴歌合・贍西上人歌合ともいう▽(永久四年八一六▽)(五七才)
- (3) 内大臣忠通家歌合(元永元年八一八▽一〇・二)(五九才)
- (4) 関白内大臣忠通家歌合(保安二年八一二▽九・一二)(六二才)
- (5) 無動寺歌合(保安三年八一三▽二・二〇)(六三才)
- (6) 奈良花林院歌合(大治三年八一三▽二・二八▽二月五日とも大治元年八一三▽三月下旬ともいわれ張行の時期不明。基俊判に人々不平を抱き、宗延法師の陳状により、俊頼の改判が行なわれた。この改判の歌合が「永縁奈良房歌合」である。
- (7) 西宮歌合(大治三年八一三▽八・二九)(六九才)
- (8) 中宮亮頼輔家歌合(長承三年八一三▽四▽九・一三)(七五)

藤原基俊における初期歌論の特質 — 宰相中将源朝臣国信卿家歌合を視座として —

才)

さて、本稿においては、初期における基俊歌論の内容分析を考えるのがその目標であり、ことに革新派源俊頼の判詞と比較することにより基俊歌論の出発点における特質も明らかにする。但し、本歌合の二十番全部の作品と判詞に触れる紙幅がないので俊頼と基俊兩者結番のみにしぼってその考察の対象とした。

ここに取りあげる歌合は、先に例示した(1)の国信くによね卿家歌合である。これについてのくわしい文献的調査については、橋本不美男、萩谷朴、峯岸義秋の諸氏の論考があり、私もすでに触れたことがあるのでここではくりかえさない。ただもう一度考えておきたいことは、本歌合が右大臣源頼房の四男貴公子国信がまだ三十二才の若い時に主催した歌合であり、これに歌壇の保守、革新の代表である基俊、俊頼が出席し、衆議判とはいえ、この二人の発言権がかなり強力に支配されたであろうと予想されるその事である。と同時に歌題も恋の五相いちはやく（初恋・後朝・遇不逢恋・夜恋・歴年恋）のみに限定した文芸意識のもとに左方は俊頼を含めての五人、右方は基俊を含めての五人、計十人がそれぞれ討論を交わした歌合で、隆源の陳状・基俊の戲評再判などが加わり、院政期における基俊の最初の歌合判詞として注意すべきものであった。本文には(イ)廿巻本と(ロ)宮内庁書陵部蔵桂官本の二系統があるが、(ロ)の方が基俊本の内容を完備している。以下本歌合を(1)歌人構成と歌題設定の意味、(2)判詞の内容容にわけて考察してゆく。

(1) 歌人構成と歌題設定の意味

まず歌人構成をみると、次の八人。

左方：宰相中将・左京権大夫俊頼朝臣・阿闍梨隆源・源家職（四人）

右方：刑部卿頼仲朝朝臣・散位基俊・備中守仲実朝臣・源兼昌（四人）

以上八名の歌人畧歴について述べておく。

（左方）

○宰相中将とは源国信（延久元年八一〇六九〇―天永二年八一一一―四三才没）のこと。村上源氏、村上天皇の曾孫右大臣頼房の子。俊頼、基俊よりも遙かに年下であったが、本歌合の主権者であり、衆議判としてしばしば判定を乞われている。「堀河百首」にも出詠。堀河院近臣として堀河院内裏歌壇の中心的位置にあった。堀河院崩御にあたっては「君なくてよるかたもなき青柳のいと浮世ぞ思ひみだるる」（新古今集・哀傷歌）の悲歌の悲しみを詠じた。院二十九才。国信三十九才の時であった。

○俊頼（天喜三年八一〇五五〇―大治四年八一二二九〇七五才没）宇多源氏。大納言経信の子。本歌合においては衆議判であったが、左方の事実上の指導的判者の位置に立つ。この時四十六才。金葉集の撰者、歌論書に「俊頼髓脳」家集に「散木奇歌集」がある。その歌風は俊成に継承された。

○隆源は生没不明。藤原氏。小野宮実頼の裔。若狭守通宗の子。後拾遺集撰者通俊は叔父。「故若狭守通宗女子達歌合」「堀河百首」などにも出詠。彼は豊かな和歌的環境に置かれていた。歌学書に「隆源口伝」がある。

○家職は宇多源氏。廿卷本には「筑前七郎」と記してあるが、その伝記は詳かでない。

(右方)

○頭仲(康平七年八一〇六四V—保延四年八一三三V七五才没) 村上源氏。右大臣頭房の子。主權者国信の異母兄。今鏡には「歌詠み笙の笛よく吹き給ひけり」とあり、寛治七年(一一〇九三)の「郁芳門院根合」には奏樂者として出仕。歌人として出席したのは今回が初めて刑部卿在任中であつた。本歌合の時は四十才。子女には待賢門院堀河を始め多くの勅撰女流がいる。従三位神祇伯に至る。

○基俊(康平三年八一〇六〇V—康治元年八一四一V八三才没) 藤原氏。右大臣俊家の子。名門で出であるにかかわらず五位上左衛門佐で終る。本歌合においては俊頼と対立し右方の指導的判者となる。この時四二才。万葉次点者の一人。家集には「基俊集」があり、これには群書類従本と桂宮本に甲本と乙本とがそれぞれ現存する。その他は、(一)にくわしく述べたのでここでは省略する。

○仲実(天喜五年八一〇五七V—元永元年八一—一八V六二才没) 藤原氏。越前守能成の子。正四位下中宮亮に至る。堀河院歌壇の有力な歌人。中宮職の下僚として国信と親交をもつ。「堀河百首」に出詠。源師後の家で催された「山家五番歌合」(天仁三年八一—一〇V)には俊頼、隆源とも出席している。当代の代表歌人たちとは広く交友関係を持っており、俊頼とは特に親しかった。本歌合の時は四四才である。歌学に長じ「綺

語抄」「古今和歌集目錄」などの著書がある。

○兼昌の生年は未詳。天永三年(一一一二)に没。宇多源氏。敦実親王六代の孫。撰津守俊輔の子。従五位下皇后宮少進。廿卷本には「撰津三郎」と記してある。これは父が撰津守で、その三男の故の呼称だろう。永久四年(一一一六)の「堀河次郎百首」を始め、元永元年の「内大臣家歌合」(忠通家)には二度とも出詠。(十月二日・十月十三日)翌二年七月十三日の内大臣忠通家歌合」にも出詠。堀河院歌壇に活躍した。

以上の歌人達は、若い宰相中将源国信を中心として集つた血氣盛んな壮年期の人々で、いわゆる康和の清新な歌壇を生み出した。俊頼、基俊はその中に新旧対立の指導者としていずれもゆずらず、その判詞の中によりどころとなる考えを互いに述べあつて判者としてのみずからの立場を明らかにしていった。

こういう新しい歌人たちのグループの意識には歌題の変革が当然おこつてくる。これまでの歌合には遊宴的性格が表面にうち出されてきており、そこにはマンネリズムの固定化されたものがあつた。それへの脱却こそが新しい息吹に燃える歌人たちの念願であつたはずであり、文芸意識がそこに働きかけ恋の心理過程という発想と表現を重んじ、これを「初恋・後期・遇不逢恋・夜恋・歴年恋」の五相においてとらえようとして新しい歌合の歌題を設定した。このことは本歌合の大きな特色であり、衆議判の形式はとっているが、先にも述べた通り俊頼・基俊の指導理念が判詞の上に具体化する。基俊にとつては始めての歌合の場であり大切な意味を持つ。以下判詞の内容に入る。

藤原基俊における初期歌論的特質 — 宰相中将源朝臣国信卿家歌合を視座として —

(2) 判詞の分析

(1) 風吹けばたちろぐやどの板じとみやぶれにけりなしのぶこゝろ
は (初恋二番・左・俊頼朝臣)

(2) 人しれぬ恋にはまけじと思ふにもうつせびのよぞかなしかりけ
る (同・右・基俊)

この二首は、俊頼、基俊の結番として注意すべき歌で、衆議判であつても右方の発言は基俊、左方の発言は俊頼がそれぞれ有力であつた。基俊は、まず「左の歌は戯言歌にこそ待めれ。うるはしからねば、ともかうも申すべからず。大きなあやまりにこそ」と否定した。「ざれごと」であること、「うるはしくない」ことが否定の理由である。これに対して俊頼は「歌の品、さまざまにあまた分かれて待めれば、かかる筋の歌なきにあらず」と反駁し證歌を示そうとまで言ったが、「証歌などたづぬべきほどにあらず。なほ僻言なり」と基俊はなおも執拗に否定した。俊頼は、歌からはよいが、初恋の心が無い。つまり題の心が乏しいと評して甲論乙駁はつづいたが、基俊の勝ちたい様子を見て結局は、亭主国信の調停でこれは世間の人が決めるだろうが、今夜だけは基俊の歌を勝たせようとする結着がついた例である。「勝たまほしげに待れば」というところに都合に臨んだ基俊の面貌がしのばれる。

ところで、この歌合の披講後一ヶ月後に書き加えた「基俊後記」がある。以下、当日の基俊判と思われるものとの「後記」を比較しながら批評内容を検討してみよう。

(1) まず、先にあげた「初恋二番・左・俊頼」に対して、
「此歌、已文選江賦之躰也。今人非所可及也。唐歌倭歌、

躰已雖異、事理猶同者也。專可珍重。尤可秘藏。就中判辭已被稱滑稽歌。此定又玄中、玄也。貫之已汲此
定少三知者。

(2) 今聞此説、如下被三雲霧見青天而上而已。」

と最初の判とは全くうって変わった讃辭を呈しているのである。「風吹けば」の歌は、(1) 文選卷十二における郭景純の江賦と比較して今の人の及ぶところではないといひ、(2) では初判についての反省の意を表明したものと受けとられる。果たしてこれが基俊の真実の称讃と解釈されるであろうか。むしろ、逆説的な評であり、「たちろぐ宿の板じとみ」などの新奇な着想を序としたことへの批判としてとれるし、文選引用などには基俊の漢学才能の銜学的態度の誇示がうかがえる。

(3) 契りありて渡りそめなば角田川かへらぬ水の心ともがな
(後朝五番・左・持・俊頼朝臣)

(同・右・基俊)

(4) 月草に覆れる衣の朝露にかへる今朝さへ恋しきやなぞ
に対して俊頼は、基俊の歌は、着想表現ともに陳腐であり、「朝露」と「今朝」とが同心病で、「月草に」と「朝露に」は同字病であることを指摘した。これに対して基俊は、「谷風にとくる氷のひまごと」に打ち出づる波や春の初花」(古今集春歌上・源當純)の証歌を示して「とがにあらず」と反論した。しかし結局は同心病が他にもあったため、普通だったら「負」であるべき所基俊は「持」にまで押しあげて判定を下した。衆議判とはいへ、ここにも強引な基俊の自歌への自信を誇示した態度が見られると同時に、古歌への權威を

背景にした伝統固守の発言であった。基俊後記には、

「此^(イ)、歌詞備^ニ六義^ヲ、興^ハ入^ル方端^ニ。就中^(ロ)、腰句^ハ非^ズ古歌^ニ、(キ) 時勢粧也。足^ル驚^ニ心^ヲ。自可^ニ以^テ庶幾^ス已^ハ。」

とこれまた大変な絶讃ぶりである。当日の俊頼の歌に対する基俊判は、前述の通り、文字病、同心病に触れているが、ここでは(イ)に見るように古今集序の六義(風・雅・頌・比・賦・興)にかなない、一首全体に興趣の深いものがあり、伝統派の基俊自身までも(ロ)「古歌に非ず」と評し、(キ)の「康和時勢粧」という評語を用いた判詞まで現出する。この判詞の中にはすでに歌も時代と共に動き、堀河歌壇の新しい動向も確立していた状況下に基俊自身も置かれていたことを意味する。国信歌合に参加した歌人たちも歌壇の新しい空気は体でうけとめていたはずである。伝統派の基俊にしても同じで、康和二年は四十一才を迎えているし、歌壇に頭角を表わそうとする意欲に燃えていた頃であった。革新派の俊頼の歌に対しても時代の歌として保守派の基俊も認めざるを得なかったにちがいない。

(5) 恋しさに絶えず流るるわが袖の涙を人の心とがな

(遇不逢恋九番・左・俊頼朝臣)

(6) たはれにし妹にやあふと道のべにとひしゆふけぞ人だのめなる

(同・右・勝・基俊)

この歌に対して基俊は「左の歌、深きとがに侍らねども、あひてあはずといふ心や、すくなく侍らん」と、題の心の浅いことを指摘した。俊頼はこれに対して「あはぬ先に、忘れぬる人をば、いひたゆとなむ申すとならひて侍れば、心にはあやまたぬやうになん思ふ給ふる」と釈明し、「右歌にこそ題の心浮かれたるやうにこそ見給ふ

藤原基俊における初期歌論的特質 ―宰相中将源朝臣国信卿家歌合を視座として―

れ」と逆襲した。これは二人の題意論についての対立論であった。またつづいて「妹」という用語について俊頼は妻とのみ限定せず、一般の女性をさす。これに対して基俊は妻に限定してなお応酬は続き、勝負は決まらずに最後の判は国信にまかせられ、国信は、俊頼の歌における「絶えず流るるわが袖の」と続いたのは耳ざわりであり、基俊の歌は「歌がら」が少し勝っている理由で勝に判定を下した。それが「後記」になると、またがりりと一変し、俊頼を讃える評語に展開する。

「所^(イ)、詠^ニ意趣^ヲ、太^ニ以^テ高情^也。自^リ、非^ズ赤人^ニ、争^ハ同^ニ其^レ。就中^(ロ)、此^レ歌^ヲ、落句^ヲ、與^ニ前歌^ヲ、落句^ヲ、其^レ詞^ハ已^ニ重疊^{セリ}矣。少人^(キ)、雖^レ拘^ニ此^レ難^ニ、高才^{未^レ}、屑^ニ細事^ヲ。大^{ナル}哉、歌聖^{尤^モ}、足^ル欣^ニ仰^ニ。可^キ謂^フ我道^之、独尊^也。」

と追記している。ここで基俊は俊頼の(5)の歌については忠岑十体中の「高情体」の評語を以て表現し、赤人に比して歌聖とまで激賞しているのである。忠岑の説明によれば「此体、詞雖^キ凡流^ニ、義^ハ入^リ幽玄^ニ、諸歌^之為^ニ上科^ト也(後略)」とある体で、最上級の賞讃を与えたことになる。晩年における基俊歌論には幽玄が尊重されたが、ここではまだ幽玄という評語そのものは表面にはむろん出ていない。ただ注意すべきは「高情」という判詞を使用したことにあり、基俊歌論の出発点がすでにここに胎生し、以後の基俊の伝統性を貫くひとつの規範性がうち出されたことに歌論としての意味が認められる。

(7) 夜とともに玉散る床の菅枕見せばや人に夜はのけしきを

(夜窓十四番・左・勝・俊頼朝臣)

(8) 浪のよる岩根にたてる磯馴れ松またれてのみぞ恋ひあかしつる

(同・古・基俊)

(注・8) 新千載集入集の基俊の歌四句は「まだねもいらで」となっているが、後に「またれてのみぞ」と改作したものとと思われる。

この結番においては俊頼からは「ねといふ事のふたたびあり」という文字病の事と、磯馴れ松の根強いものをほかない恋にたとえたのは心得ぬという着想の事について批判している。「まだねもいらでは、いかでかそなるるまでも待らん」という発想上の疑問も提出された。これに対しては基俊も「このたびこそ、いかなる事にか、さきぎきのやうにもなくて、負くとは待めり」と結着した。文字病の点からすると、俊頼の歌に実は「夜」と「夜半」と二つもある。そのことについては基俊は全く反駁せずにあつきりと負けている。これはどのように解してよいか。文字病という形式的なことについてはここでは触れず、専ら着想という内容面からのみ評した。いわゆる文芸的志向に立脚しての評であつたのだろうか。

(9) 君恋ふと鳴海の浦の浜ひさぎ妻れてのみも年を経るかな

(歴年恋十八番・左・俊頼朝臣)

(10) 人心何をたのみて水無瀬川堰の古杭朽ちてはぬらん

(同・右・勝・基俊)

(9)は新古今恋二(定家・家隆選)、(10)は千載集恋五にそれぞれ採用されている。(9)に対しての基俊評は、「左の歌に、『浜ひさぎ妻る』と詠まれたるは、証歌や待らん。『浪奏る』といふ証なくば、

すこぶる荒涼なり。蓮の泥の中に生ふれども、濁りにしまぬ事もあれば、なほおぼつかぬ。また、古き歌には「浜ひさぎ」と詠みては「久し」とこそ続くめれ」とある。これは客観的な判定の基準として典拠を古歌に求めた基俊の態度のあらわれであつた。俊頼は、これに対して「沢ひさぎ久しとつづくべしと待るは、いとたへがたし。さらばひとへのふる歌にこそ待らめ」と反論する。ここには俊頼の自由な革新的表現を尊重する態度がみられる。これは、基俊の(10)の歌に対する双方の評にも言える。俊頼は、「堰の古杭」について「よまぬにはあらねども、いと俊にも聞えぬことばにこそ待めり」と評する。基俊はこれを受けて「大堰川せきの古杭年ふともわれ忘れむと思ひけむやは」(古今六帖)の古歌の例証を挙げてこれは「ひが事にや」と詰問する。これも証歌を基準とする客観の判定であつた。結局は衆議判で勝負決定の人もなかつたので「例の右勝たせ給へ」という結果に落ちつく。この判定は俊頼と思われる。歌合における勝負に執拗であつた基俊に対して俊頼は、自説は強力に押し出しはするが、勝負判定そのものには恬淡としていた。それが「後記」になると、基俊は次の如く言う。

(1) 「此、歌義理分明、卓ニ平、古歌ニ。制作之美、举世鼓動。誠是

動ニ。神明ニ、感ニ。者也。抑謬ニ。歌体ニ。毎度、歌骨无ニ。敢、所

採。獨、悲。各々相闘。而々雙害。井蛙、浅智、争知ニ。海

龍之深、心ニ。難過短、己忘ニ。大鵬之垂翼ニ。雖、思ニ。逍遙之義ニ、

似レ忘ニ。相鼠之篇ニ。而已。」

(1)には俊頼の歌を古歌にも超えて秀れ、神明をも動かすと称揚

し、(四)には基俊自身を垣根の小さな鶉、井の蛙の狭いものにとえ、俊頼を大海の龜、「莊子」逍遙篇の大鵬の偉大さに比して自己の歌才を卑下し、俊頼を批判した非礼をわびている。このように基俊が追判後記を書き直したのは一体何であったのか。始めの判詞が自己の固執に偏しすぎた反省であったのか。それとも表面には俊頼の高才を称しながら、その新奇さを実は揶揄したのではなかったのか。要するに基俊は追記により自己を語りたかったのではないかと私には思われる。「康和時勢粧也」と俊頼をたたえながら、その中に自己の保守伝統をも押し出す構えも含まれているようである。「自可^{ラキ}ニ庶幾^ス而已」とあるのは康和の新風が自己の中にもあることへの言挙げにほかならなかつた。伝統を守りつつ時代におくれぬ新風をおこす念願を言いたかつたのではないか。論理の矛盾が当日の判詞と追判後記の間にはたしかにある。しかしそのように言わねばすでに時代も承知しなかつたのである。そうした位置に立たされていたのが俊頼よりもむしろ基俊の方であつたと見なければなるまい。これまで本文資料そのものについても研究されて来た。廿卷本(甲本)は本文のみで関白忠通家に秘蔵されたまましばらく流布せず、基俊はこれに手を入れ、「隆源陳状」を加え、自らの追判をも書き直し、ここに現在宮内庁書陵部桂宮本(乙本)として流布するに至つた。甲本の資料価値について研究されたのが橋本不美男氏でその業績は大きい。しかし、それによって本歌会の研究は終つたのではない。その後萩谷朴氏が更に研究を進め今日に至つた。橋本氏が乙本を原型本とし、甲本はその抄出本であるとの説に対して歌合記録生成の過程事情から乙本の綜合本としての性格を検討した。

藤原基俊における初期歌論の特質 — 宰相中将源朝臣国信卿家歌合を視座として —

これは正しい歌合史の位置づけであつた。またこの歌合における衆議判の主動的位置にあつたのはこれまで俊頼のように考えられてきたが、追判後記を書いた基俊ではなかつたか。一ヶ月後に総合的にまとめ得たということはそこに反省とか揶揄とかいづれにあつたとしても判者としての重要な位置が基俊にあつたがためと思われる。これまでの本歌合の研究に必ず引用される十訓抄第一の「源中納言国信卿家の歌合を俊頼の判じたるをば、若狭阿闍梨隆源、左衛門佐基俊など、おのおのおこづき、やうやう事ども書付けたりけるにや」については俊頼を主判者のように位置づけ、これが現在まで長く継承されてきたが、これも訂正されねばならないし、隆源の陳状の相手は俊頼ではなく基俊であつたことが考えられる。隆源と同じ左方の俊頼に対してたとい衆議判であつたとしても陳状することは考えられないからである。これらのことについて萩谷朴氏がくわしく「平安朝歌合大成・五」に述べられていることに同意を表した

結 語

基俊の始めて列した歌合に俊頼と結番されたことは当代の代表として当然であつたし、衆議判とはいへ保守、革新の対決の場がすでにここから出発する。長い間俊頼研究にかかわつてきたが、最近基俊の方に関心を持つことになり、そうした視点から本歌合をもう一度考える機を得て基俊の位置を確かめようとした。しかし、ここには基俊の判としては「いとをかしうよまれたり」とか、「めづらしからねども、文字つづきなどいひなれてきよげに侍り」と言つた

判詞の類が見受けられる。俊頼評になると証歌とか文字病なども配慮があり、かなり相手を意識して取り組んでいる態度がめだつ。それにしても彼の初期の判詞であるし、彼自身の美的理念はまだ表面には出ていない。これから基俊の歌、歌論を考えようとしているのが現在の私の課題であり、このたびはその手始めに本歌会を対象にとりあげた。この歌合の問いかけから入らねば以後の基俊研究に進まれない。以後彼の判者となった歌合には独判もあり、また「奈良花林院歌合」のように基俊独判のあと、俊頼の改判が行なわれた場合もある。これらの判詞を追いながら中世歌論の基点となった基俊歌論の形成の軌跡をさぐってゆきたい。それが私の今後の研究の課題である。

(参考文献)

- 「類聚歌合の研究」(堀部正二) ○「歌合の研究」(峯岸義秋)
- 「歌合集」(日本古典文学大系) ○「平安朝歌合大成五」(萩谷朴)
- 「歌論集・能楽論集」(日本古典文学大系) ○「院政期の歌壇史研究」(橋本不美男)
- 「歌論歌合集」(峯岸義秋) ○「歌合せの歌論史研究」(岩津資雄) ○その他雑誌掲載主要論文。